

奈 個 情 第 2 8 号
令和2年3月18日

奈良市教育委員会 様

奈良市個人情報保護審議会
会長 川 村 容 子

奈良市個人情報保護条例第6条第4項の規定に係る
諮問について（答申）

令和2年2月13日付け奈教保第408号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問： 個情第1－6号】

学校給食費及び児童育成料に係る滞納事案解消事務について（諮問実施機関 教育委員会教育部保健給食課及び地域教育課）

(別紙)

答申：個情第28号

諮問：個情第1-6号

答 申

第1 審議会の結論

奈良市教育委員会が、学校給食費及び児童育成料に係る滞納事案について、それぞれの当該事務の目的で収集し、保有している滞納者に係る個人情報、当該滞納事案を解消する目的の限りにおいて収集し滞納整理事務を執行することについては、公益上の必要が認められ、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事業の概要

奈良市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、学校給食費及び児童育成料に係る滞納事案解消事務について、次のとおり説明した。

1 学校給食費及び児童育成料に係る滞納整理事務について

実施機関は、学校給食費及び児童育成料に係る滞納事案（以下「本件債権」という。）について、関係担当課（学校給食費にあつては保健給食課、児童育成料にあつては地域教育課）において、納付折衝等による自主納付を求めるだけの滞納整理事務では徴収が困難な事案について、本件債権を集約して強制執行によりその整理・回収を行おうとするものである。

関係担当課は、本件債権に係る滞納整理事務に当たり、市税等のいわゆる強制徴収ができる公債権については、関係法令等に基づいて質問調査権等を有し、自ら財産調査を行うことが可能であるが、本件債権等のいわゆる私債権については、財産等に関する調査権がなく、その強制徴収を実施するためには、民事訴訟法上の手続により対応しなければならず、そのために当該滞納者の資産状況や生活状況等の個人情報の把握が必要となる。

市税をはじめ各種保険料及びその他使用料等の市の債権を適正に管理・回収することは、市の健全な財政運営に資するものであり、かつ、納期限や履行期限までに誠実に納めている市民の公平負担の原則を充足する観点からも公益上特に必要であると判断し、関係担当課は今回諮問の15件の本件債権について、関係担当課がそれぞれ保有している当該滞納者に係る個人情報について、当該本人以外から収集ができるよう、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第6条第4項の規定に基づき、諮問したものである。

2 当該本人以外から収集する個人情報

実施機関が、本件債権に係る滞納整理事務に当って当該本人以外から収集する個人情報は、次のとおりである。

(1) 本件債権に係る滞納者を抽出するとき

滞納者の氏名、世帯番号、滞納額、滞納期間、当該年度利用状況、振替口座登録の有無、就労の有無、文書催告情報

(2) 強制執行の手続を執るとき

勤務先（名称、所在地）、振替口座情報等

第3 審議会の判断

関係担当課は、本件債権に係る滞納整理事務を行うに当たって、滞納者について、それぞれが保管する個人情報を名寄せして個人台帳を作成し、それを活用して実施することとなる。

まず、本件債権に係る滞納整理事務の目的は、学校給食費及び児童育成料の納期限や履行期限までに誠実に納めている市民の負担公平感に即して強制執行や徴収猶予などを適切に行い、市の債権管理の適正化を図り、もって公平な市民負担の確保と行政運営の適正化を図ることである。

本件債権の滞納を放置すると、学校給食及び児童育成に係る健全な運営業務を圧迫し、結果的に善良な利用者等の負担と市の財政負担の増大になることから、市民負担の公平性と市の健全な財政運営を損なうこととなる。したがって、それらの公平性を確保し、健全な市の財政運営を確保するために、本件債権の滞納事案を解消する目的の限りにおいて、関係担当課が保有する個人情報を効果的に活用して徴収を強化することには公益性が認められると判断した。

また、本件債権の徴収率の向上、滞納額の削減は、学校給食及び児童育成の適切かつ安定的な運営及び利用者負担の公平性の確保にとって極めて重要な要素である。徴収率を向上させ、滞納額を削減し、適正な債権管理を実施するには、関係担当課において得られた情報を基に徴収事務を実施することも首肯できる。したがって、本件債権の滞納事案を解消する目的の限りにおいて、関係担当課が滞納者に係る個人情報を必要最小限で把握し、活用して交渉等の滞納整理事務を行うことは当該業務の適切な運用確保及び利用者負担の公平性、市の安定的な財源の確保のための必要性が認められる。

以上のことから、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第4 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和2年 2月13日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年 2月26日	令和元年度第6回審議会 1 実施機関から事案の説明を受けた。 2 事案の審議を行った。 3 実施機関に事案に必要な資料の提出を求めた
令和2年 3月 6日	実施機関から資料の提出を受けた。
令和2年 3月12日	令和元年度第7回審議会 事案の審議を行った。
令和2年 3月18日	令和元年度第8回審議会 答申案を確定した。
令和2年 3月18日	実施機関に答申した。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大和大学准教授	
川 村 容 子	弁護士	会 長
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁護士	会長職務代理者
浜 口 廣 久	弁護士	